

平成 27 年 11 月 10 日

盛岡市議会議員 各位

商工観光部長 志賀 達哉

緊急雇用創出事業に係る(株)D10 ジャパン関連子会社への調査検査の結果に係る
資料の送付について

このことについて、11 月 6 日付けで概要をお知らせしておりましたが、追加資料として
厚生労働省及び会計検査院の公表資料を送付いたします。

記

1 送付資料

(1) 厚生労働省プレスリリース 【資料 1】

緊急雇用創出事業に係る(株)D10 ジャパン関連子会社への調査 ～最終報告～

(2) 会計検査院「平成 26 年度決算検査報告の概要」の「4 検査の結果」のうち、本市 が実施した緊急雇用創出事業に係る報告

ア 不当事項 【資料 2】

緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成し
た基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用

イ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 【資料 3】

緊急雇用創出事業の実施に必要な機器等をリースにより調達し、当該機器等を事
業終了後も継続して使用することが見込まれる場合において、合理的な基準に基づ
いてリース期間を設定することを実施要領に明示することなどにより、同事業の対
象経費となる機器等のリース料が適切に算定されるよう改善させたもの

2 その他

- ・ 本件の詳細は 11 月 24 日開催予定の全員協議会において、説明する予定としてお
ります。
- ・ 会計検査院の「平成 26 年度決算検査報告」の本文を入手していないため、入手次
第、本件に該当する部分については改めて送付いたします。

担当：商工観光部 企業立地雇用課 菊池 伸輔 内線 3770

報道関係者 各位

平成27年11月6日

【照会先】

職業安定局雇用開発部地域雇用対策室

室長 渡辺 正道 (内線 5319)

室長補佐 逸見 志朗 (内線 5867)

(代表番号) 03 (5253) 1111

(直通番号) 03 (3593) 2580

緊急雇用創出事業に係る(株)DIO ジャパン関連子会社への調査 ～最終報告～

厚生労働省では、昨年7月15日付けにて「緊急雇用創出事業に係る(株)DIO ジャパン関連子会社への調査～中間報告～」を公表しましたが、その後も会計検査院による検査の指摘を踏まえつつ関係県に徹底的に調査をするよう指示してきました。

このたび、調査を通じて明らかとなった不適正事案を取りまとめましたので、今後の処理方針とともに報告します。

厚生労働省としては、今回の不適正事案に対する会計検査院の検査状況も踏まえ、今後同様の不適正な事案の発生を防止するため、委託事業に係る収入・支出の内容を証する書類の整備・保存を受託者にも明示的に義務づけるなど、緊急雇用創出事業等実施要領(以下「実施要領」という。)の趣旨を明確化するために改正(平成27年5月7日)を行い、都道府県に周知・徹底を図るなど改善の措置を講じたところであり、引き続き再発防止の徹底を図ってまいります。

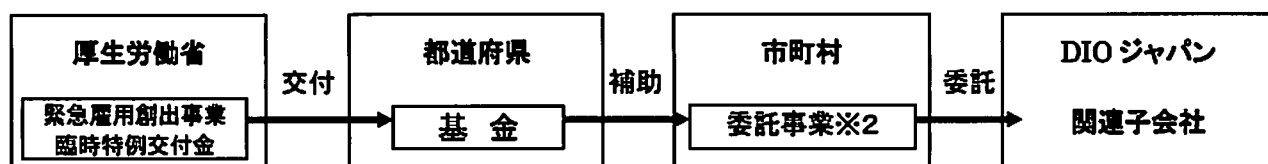
1. 調査の概要

(1) 調査の端緒

株式会社DIO ジャパン(以下「DIO ジャパン」という。)は、東日本大震災以降、東北地方を中心に平成23年6月から平成26年3月までの間にコールセンターを相次いで開設、緊急雇用創出事業(以下「基金事業」という。)を活用した人材育成事業(以下「委託事業」という。)を自治体から受託し、事業を展開していた。

そうした中、平成 26 年 6 月、DIO ジャパンの複数の関連子会社で、委託事業終了直後に、給与遅配・未払いや関連子会社の相次ぐ閉鎖等による大量退職者の発生、委託事業により生じた収入に係る疑義が表面化した。これを受け厚生労働省は、基金の設置先である関係県に対し、関係市町の委託先である関連子会社※ 1 の調査を指示したものである。

(参考：本事業の仕組み)



※ 1 代表者がDIOジャパンの関係者かつDIOジャパンの出資率が50%を超える事業所を「関連子会社」とする（年度途中で別会社へ譲渡したものを除く）。

※ 2 委託事業を受託した関連子会社が失業者を雇い入れ、業務に従事させながら研修を実施。

(2) 調査の実施主体

関連子会社と事業の委託契約を締結した19市町が調査を実施（国は県を通して市町に調査を依頼し、市町の調査結果を県が確認の上、国へ回答）。

(3) 調査の経過

- ① 平成26年 6 月 17 日、委託事業を受託した関連子会社に係る報道を受け、厚生労働省は関係県に対し報道内容の事実関係について調査を実施
- ② 平成26年 7 月 15 日、厚生労働省は関係県からの報告をとりまとめ、中間報告として発表
- ③ その後、中間報告で取り上げた委託事業により生じた収入の取扱いに加え、関連子会社の委託費の支出の適正性に関する疑義が認められたことから、平成26年 8 月 18 日、厚生労働省は関係県に対し調査を指示
- ④ 調査の指示以降平成27年 7 月中旬にかけて、関連子会社への立入調査、DIOジャパンの幹部への聞き取り調査、当時の従業員への聞き取り調査、関連子会社の取引業者への聞き取り調査及び関連子会社とDIOジャパンの会計帳簿書類等調査など関係 19 市町が徹底的な調査を実施
- ⑤ 平成27年 7 月下旬から10月中旬、関係19市町が県を通して厚生労働省に調査結果を報告

2. 調査結果（不適正事案）の概要

不適正な支出等の総額は405,540,311円（別添参照）。主な不適正事案の概要は以下のとおりである。

(1) 所有権移転特約付リース契約による財産取得（267,685,542円）

基金事業では50万円以上の財産取得は認めていないにもかかわらず、一部の関連子会社では実施要領に反して50万円以上のリース物品（コールセンターシステム一式等）を所有権移転特約付リース契約によって財産として取得しており、またそうした事実の報告がなされていなかったことが認められた。

これは、実施要領等に明らかに抵触するものであることから、リース物品の耐用年数から基金事業に使用した期間分を差し引いたリース料は基金事業の対象とは認められず、委託費支払いの対象外となるものである。

(2) 消費税等の過払い（58,103,886円）

関連子会社は消費税の免税事業者であったにもかかわらず、関連子会社が負担していない消費税相当額を委託事業の対象経費として報告し、結果として関連子会社の収入となっていたことなどが認められた。

(3) 委託契約に掲げる業務以外の業務に従事するなどの不適切な研修（42,116,142円）

DIOジャパンから提出を受けた資料や当時の従業員への聞き取り調査などの結果、関連子会社が委託事業により雇った労働者を委託契約外の業務であるUSBメモリ梱包業務に従事させていたことなどが認められた。

(4) 委託事業により生じた収入の未報告又は過少報告（3,357,579円）

委託事業により生じた収入について、経費を上回る額（収益額）は委託者に返還することとされていたところ、事業により得た収入の報告を行わず、収益額の返還がなされていなかったことが認められた。

3. 今後の処理方針

上記2の基金事業の対象と認められない不適正な支出等の額（以下「不適正支出額等」という。）は、本来は関連子会社又はDIOジャパンから返還させるべきものであるが、破産等により残余財産がなく返還が見込まれない状況にある。基金事業は、国の交付要綱に基づき県が基金を造成し、県の補助要綱により実施主体である市町に給付されるという事業スキームであり、不適正支出額等が早期に基金に戻されるよう、引き続き適切に対応していくこととしている。

(株)DIOジャパン関連子会社における事業実績及び不適正支出等額

都道府県	実施市町	受託者名	事業費 (百万円)	当該年度の決算等 に係る人員数 (百万円)	当該年度の決算等 の人員数 (A)	不適正支出等額 (円)
岩手県	盛岡市	(株)盛岡コールセンター	367	184	80	4,427,025
	花巻市	(株)花巻コールセンター	152	88	104	4,684,466
	洋野町	(株)洋野コールセンター	210	136	110	6,598,039
	奥州市	(株)奥州コールセンター	340	177	190	12,592,565
	二戸市	(株)二戸コールセンター	150	83	103	5,737,624
	釜石市	(株)釜石コールセンター	47	30	37	6,599,856
宮城県	登米市	(株)東北創造ステーション	261	138	150	80,575,712
	気仙沼市	(株)気仙沼コールセンター	265	141	171	29,360,128
	美里町	(株)DIOジャパン みやぎ美里コールセンター	110	90	239	16,131,495
秋田県	にかほ市	(株)にかほコールセンター	457	353	301	18,738,609
	羽後町	(株)羽後コールセンター	99	57	36	3,453,984
山形県	鶴岡市	(株)鶴岡コールセンター	130	65	35	11,788,673
福島県	いわき市	(株)いわきコールセンター	604	306	267	178,765,960
長野県	上田市	上田コンシェルジュセンター(株)	16	9	8	0
岐阜県	美濃加茂市	(株)DIOジャパン 美濃加茂コールセンター	240	121	103	18,474,000
三重県	志摩市	(株)DIOジャパン 志摩コンシェルジュセンター	19	14	11	375,118
愛媛県	西予市	(株)西予コールセンター	119	73	56	874,051
鹿児島県	曾於市	(株)たからべコールセンター	58	32	56	2,743,996
沖縄県	石垣市	(株)石垣コールセンター	51	40	89	3,619,010
合 計 (11県19市町)			3,693	2,137	2,146	405,540,311

※単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用

10件 不当金額(支出) 2億2201万円

(前年度 9件 9967万円)

1 基金事業の概要

厚生労働省は各都道府県に対して、緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金を交付し、各都道府県はこれらの交付金を原資として、緊急雇用創出事業臨時特例基金及びふるさと雇用再生特別基金（以下、これらを合わせて「基金」という。）を造成している。

そして、各都道府県及び各市町村等（以下「都道府県等」という。）は、基金を財源として、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を実施している（以下、これらを合わせて「基金事業」という。）。なお、ふるさと雇用再生特別基金事業の実施は平成23年度に終了している。

基金事業では、都道府県等が企画した事業を民間企業等へ委託し、受託した民間企業等が公募により失業者を雇い入れて行う事業（以下「委託事業」という。）等が実施されている。

2 検査の結果

10都道府県及びこれらの都道府県から補助金の交付を受けた管内の132市区町村を対象に会計実地検査を行った結果、3道県及び23市区町村が実施した基金事業において、委託事業の受託者等が、基金事業の対象とならない経費を計上したり、新規に雇用する失業者の募集に当たり公募を行っていなかったりなどしていたため、計222,016,588円（交付金相当額同額）が、10都道府県に造成されたそれぞれの基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

(注1) 3道県 北海道、山梨、広島両県

(注2) 23市区町村 函館、盛岡、花巻、一関、釜石、二戸、奥州、鶴岡、高岡、魚津、津、防府、高松、三豊各市、豊島区、上川郡東川、白老郡白老、下閉伊郡山田、九戸郡洋野、西八代郡市川三郷、南巨摩郡富士川、安芸郡府中各町、南都留郡鳴沢村

(注3) 10都道府県 東京都、北海道、岩手、山形、富山、山梨、三重、広島、山口、香川各県

(単位：千円)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	基金造成額	左に対する交 付金交付額	不当と認める 基金使用額	不当と認める 交付金相当額
厚生労働本省	北海道	緊急雇用創出基金 ふるさと基金	20~25 20	53,490,000 8,210,000	53,490,000 8,210,000	6,354 4,424	6,354 4,424
同	岩手県	緊急雇用創出基金	20~25	95,284,537	95,284,537	56,929	56,929
同	山形県	同	20~25	26,977,000	26,977,000	11,788	11,788
同	東京都	同	20~25	61,236,400	61,236,400	27,684	27,684
同	富山県	同	20~25	20,007,600	20,007,600	4,719	4,719
同	山梨県	同	20~25	16,691,800	16,691,800	80,548	80,548
同	三重県	同	20~25	25,585,000	25,585,000	4,386	4,386
同	広島県	同	20~25	24,916,300	24,916,300	19,285	19,285
同	山口県	同	20~25	16,105,100	16,105,100	1,579	1,579
同	香川県	同	20~25	11,755,000	11,755,000	4,315	4,315
計				360,258,737	360,258,737	222,016	222,016

これらの事態について、事例を示すと次のとおりである。

岩手県下閉伊郡山田町は、緊急雇用創出基金を財源とした委託事業として、町内の物資センターの運営や防犯パトロールを行うことなどを内容とした「山田町災害復興支援事業」を平成23年度に430,593,050円で、「復興やまだ応援事業」を24年度に791,417,000円でそれぞれ特定非営利活動法人大雪りばぁねっと（以下「法人」という。）に委託していた。そして、23年度事業については、同町は、法人から実績報告書の提出を受けて、委託費を430,486,582円とし、岩手県は同町に対して、緊急雇用創出基金を財源として同額の補助金を交付していた。

また、24年度事業については、事業実施期間の途中で継続が困難となったことから、同町は法人との契約の一部を解除し、法人から実績報告書の提出を受け、委託費を363,208,574円と確定し、同県は、このうち経費の内容が明らかでなく、事業との関連を確認できなかった支出等を控除し、289,423,261円が補助の対象となるとして、同町に対して、緊急雇用創出基金を財源として同額の補助金を交付していた。

そして、24年度事業において経費の内容が明らかでなく、事業との関連を確認できなかった支出等が見受けられたことから、同県は23年度事業についても、委託費の再調査を行い、23年度事業の補助金の額を262,996,133円と修正していた。

そこで、本院においても、実績報告書等を基に検査したところ、法人は、主に北海道旭川市内の法人の事務所において、既存雇用者2名が、本件委託事業に係る事務を専従で担当していたとして、事業期間内に当該2名に対して支払われた人件費23年度計7,779,000円、24年度計6,879,000円の全額を本件委託事業に要した経費として実績報告書に計上していた。

しかし、法人において、当該2名に係る業務日誌を作成していなかったことから、法人が同町へ提出した本件委託事業に係る出張の復命書等により当該2名が本件委託事業に係る事務に従事した日数を確認して、人件費を算定したところ、23年度2,034,369円、24年度2,411,000円となった。したがって、前記の実績報告書への計上額との差額23年度5,744,631円、24年度4,468,000円、計10,212,631円は、本件委託事業の対象経費とは認められない。

また、法人は、本件委託事業の実施に必要な経費とは認められない打上げ花火の購入費等2,930,527円を本件委託事業の対象経費として計上していた。

したがって、本件委託事業の対象経費とは認められない計13,143,158円（交付金相当額同額）が岩手県から同町に交付される補助金として緊急雇用創出基金から過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていた。

なお、本件については、平成25年度決算検査報告の「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」において、検査を実施している旨を記述した（平成25年度決算検査報告1162ページ参照）。

緊急雇用創出事業の実施に必要な機器等をリースにより調達し、当該機器等を事業終了後も継続して使用することが見込まれる場合において、合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを実施要領に明示することなどにより、同事業の対象経費となる機器等のリース料が適切に算定されるよう改善させたもの

過大に算定されていたリース料に対する緊急雇用創出事業臨時特例交付金相当額(支出)

6億4225万円

1 制度の概要

厚生労働省は、平成20年度以降各都道府県に対して、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（以下「緊急雇用交付金」という。）を累計1兆5798億余円交付している。各都道府県は、これを原資として緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を造成し、失業者に対する原則として1年以内の短期の雇用・就業機会を創出して提供するなどの緊急雇用創出事業（以下「基金事業」という。）を実施している。

厚生労働省は、基金事業を実施する場合に基金事業を受託した民間企業等（以下「受託者」という。）や自ら失業者を雇い入れて事業を実施する各都道府県及び各市町村等（以下、受託者と合わせて「受託者等」という。）が取得する財産は、取得価格等が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないこととしているほか、基金事業を実施する上で50万円以上の機器等を必要とする場合は、原則としてリース等により調達することとしているが、実施要領等においては、基金事業の対象経費となる機器等のリース料の算定に用いるリース期間の設定方法については明示していない。

2 検査の結果

検査したところ、3道県及び7道県管内の38市町村が委託するなどして平成23年度から25年度までの間に実施した77事業（事業費計65億4392万余円、このうち基金事業の対象経費となるリース料計9億6427万余円）については、基金事業を開始するに当たり、事業を実施した道県又は市町村と受託者との間で締結された協定書等において、基金事業の終了後も受託者等が自らの負担によるなどして事業を継続して実施することが予定されていた。そして、上記77事業のうち、道及び5県管内の17市町村が委託するなどして実施した22事業（事業費計39億3578万余円、このうち基金事業の対象経費となるリース料計7億7949万余円）については、機器等の使用可能年数として一般的に認められている「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定められた期間（以下「法定耐用年数」という。）よりも短期間となっている1年以内の事業期間又は当該事業期間内における当該機器等の使用期間（以下「事業期間等」という。）をリース期間と設定してリース料を算定し、この額を基金事業の対象経費としていた。また、上記の22事業については、受託者等が基金事業の終了後も、リースにより調達された機器等をリース料の10分の1程度の低額で再リースしたり、低額で買い取ったりなどして継続して使用していた。

しかし、基金事業において調達した機器等について、事業期間等をリース期間と設定しリース料を算定して、この額を基金事業の対象経費とすることは、基金事業の終了後に受託者等が自らの負担によるなどして行う事業で使用する当該機器等に係るリース料も基金事業の対象経費に含めることになる。したがって、基金事業の終了後も受託者等が継続して使用する見込みのある機器等をリースにより調達する場合のリース料の算定に当たっては、事業期間等をリース期間として設定するのではなく、法定耐用年数等の合理的な基準に基づいてリース期間を設定して、事業期間等に発生した分のリース料のみを基金事業の対象経費とするのが適切であると認められる。

前記の22事業について、リースにより調達された機器等の法定耐用年数をリース期間と設定しリース料を算定して事業期間等に発生するリース料のみを基金事業の対象経費とすると、リース料は計1億3724万余円となり、当初基金事業の対象経費として計上したリース料計7億7949万余円との差額6億4225万余円は過大に算定されていたと認められた。

このように、基金事業の終了後に受託者等が自らの負担によるなどして行う事業で使用するリース機器等に係る経費分も含めて基金事業の対象経費としていた事態は適切でなく、改善の必要があると認められた。

(注1) 3道県 北海道、岩手、沖縄両県

(注2) 5県 岩手、秋田、山形、愛媛、沖縄各県

(注3) 17市町村 盛岡、花巻、北上、一関、釜石、二戸、奥州、にかほ、鶴岡、西予、名護各市、下閉伊郡山田、九戸郡洋野、雄勝郡羽後、国頭郡本部、島尻郡南風原各町、国頭郡今帰仁村

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、27年5月に実施要領を改正して、委託者と受託者との間で文書等により基金事業の終了後における当該基金事業によらない事業の継続について合意があったとみなされる場合は、原則としてリース物件の法定耐用年数をリース期間として設定し、リース期間を通じた均等払いとすることとして、事業期間等に発生した分のリース料のみを基金事業の対象経費とすることを実施要領に明示するなどし、同年4月1日に遡及して適用することとして、都道府県等に対して周知を図る処置を講じた。

平成 27 年 11 月 6 日

盛岡市議会議員 各位

商工観光部長 志賀達哉

**緊急雇用創出事業に係る㈱D I Oジャパン関連子会社への調査検査の結果
について**

平成 27 年 11 月 6 日に㈱盛岡コールセンターを含むD I Oジャパン関連子会社(以下「関連子会社」)が実施した緊急雇用創出事業にかかる厚生労働省の調査結果及び会計検査院の平成 26 年度決算検査報告の概要が公表されたので、次のとおりお知らせいたします。なお、本件の詳細につきましては、改めて全員協議会で御説明する予定としております。また、厚生労働省及び会計検査院の公表資料につきましては、後日郵送いたします。

記

1 厚生労働省調査結果について

平成 27 年 11 月 6 日に厚生労働省が公表した最終報告は次のとおりです。

(1) 調査の対象

関連子会社と事業の委託契約を締結した全国 19 市町

(2) 調査経過

- ・平成 26 年 6 月 17 日、県を通じて厚生労働省から調査依頼
- ・平成 26 年 7 月 15 日、厚生労働省が報告を取りまとめ、中間報告として発表するが、再度、同年 8 月 18 日に県を通じ厚生労働省から調査指示
- ・調査指示以降、従業員アンケート調査、会計帳簿類調査を実施し、県を通じ厚生労働省へ報告

(3) 調査結果概要

調査の結果、不適正な支出の総額は、別添のとおり全国で 405,540,311 円でありました。なお、岩手県全体では、6 市町で 40,639,575 円であり、うち㈱盛岡コールセンターに関しては 4,427,025 円でありました。その内訳は示されていませんが、本市が厚生労働省に報告した不適切な研修費用 2,010,969 円、不適切なリース料 2,416,056 円であるものと思われま。

2 会計検査院報告について

会計検査院が平成 27 年 11 月 6 日に内閣へ送付した平成 26 年度決算検査報告において、本市に関する事項は次のとおりです。

(1) 緊急雇用創出臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を目的外に使用

10 都道府県及びこれらの都道府県から補助金の交付を受けた 132 市町村において会計実地検査を行った結果、222,016,588 円の基金が過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていて不当と認められるとされています。また、検査報告では、都道府県ごとの不当と認める基金使用額が示され、岩手県は、56,929 千円であります。なお、市町村ごとの金額が示されておりませんが、本市の金額については、厚生労働省調査で不適正な支出とされた金額と同額であると考えております。

(株)DIOジャパン関連子会社における事業実績及び不適正支出等額

都道府県	実施市町	受託者名	事業費 (百万円)	当該事業の決算等 に基く売上高 (百万円)	当該事業の決算等 の人数 (人)	不適正支出等額 (円)
				(A)	(A)	
岩手県	盛岡市	(株)盛岡コールセンター	367	184	80	4,427,025
	花巻市	(株)花巻コールセンター	152	88	104	4,684,466
	洋野町	(株)洋野コールセンター	210	136	110	6,598,039
	奥州市	(株)奥州コールセンター	340	177	190	12,592,565
	二戸市	(株)二戸コールセンター	150	83	103	5,737,624
	釜石市	(株)釜石コールセンター	47	30	37	6,599,856
宮城県	登米市	(株)東北創造ステーション	261	138	150	80,575,712
	気仙沼市	(株)気仙沼コールセンター	265	141	171	29,360,128
	美里町	(株)DIOジャパン みやぎ美里コールセンター	110	90	239	16,131,495
秋田県	にかほ市	(株)にかほコールセンター	457	353	301	18,738,609
	羽後町	(株)羽後コールセンター	99	57	36	3,453,984
山形県	鶴岡市	(株)鶴岡コールセンター	130	65	35	11,788,673
福島県	いわき市	(株)いわきコールセンター	604	306	267	178,765,960
長野県	上田市	上田コンシェルジュセンター(株)	16	9	8	0
岐阜県	美濃加茂市	(株)DIOジャパン 美濃加茂コールセンター	240	121	103	18,474,000
三重県	志摩市	(株)DIOジャパン 志摩コンシェルジュセンター	19	14	11	375,118
愛媛県	西予市	(株)西予コールセンター	119	73	56	874,051
鹿児島県	曾於市	(株)たからペコールセンター	58	32	56	2,743,996
沖縄県	石垣市	(株)石垣コールセンター	51	40	89	3,619,010
合 計 (11県19市町)			3,693	2,137	2,146	405,540,311

※単位未満の端数を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

平成 27 年 11 月 27 日

盛岡市議会議員 各位

商工観光部長 志賀 達哉

緊急雇用創出事業に係る会計検査院決算検査報告の送付について

このことについて、先の市議会全員協議会において説明したところですが、会計検査院が平成 26 年度決算検査報告の本文を公表したので、次により送付いたします。なお、11 月 6 日に公表されたものは、当該報告の概要版ですので念のため申し添えます。

記

1 送付資料

会計検査院「平成 26 年度決算検査の本文」の「第 3 章 個別の検査結果 第 1 節 省庁別の検査結果 第 7 厚生労働省」のうち、本市が実施した緊急雇用創出事業に係る報告（237～239 ページ、323～327 ページ）

(1) 不当事項 【資料 1】

緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの

(2) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 【資料 2】

緊急雇用創出事業の実施に必要な機器等をリースにより調達し、当該機器等を事業終了後も継続して使用することが見込まれる場合において、合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを実施要領に明示することなどにより、同事業の対象経費となる機器等のリース料が適切に算定されるよう改善させたもの

担当：商工観光部 企業立地雇用課 菊池 伸輔 内線 3770

(14) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの

10件 不当と認める国庫補助金 222,016,588円

緊急雇用創出事業臨時特例交付金は、厚生労働省が定めた「平成20年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」(平成21年厚生労働省発職第0130003号)等に基づき、各都道府県が、同交付金を原資として、緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「緊急雇用創出基金」という。)を造成するために国が交付するものであり、平成20年度から25年度までに計1兆5798億余円が交付されている。

また、ふるさと雇用再生特別交付金は、同省が定めた「平成20年度ふるさと雇用再生特別交付金交付要綱」(平成21年厚生労働省発職第0130002号)に基づき、各都道府県が、同交付金を原資として、ふるさと雇用再生特別基金(以下「ふるさと基金」という。)を造成するために国が交付するものであり、20年度に2500億円が交付されている。

そして、各都道府県及び各市町村等(以下「都道府県等」という。)は、同省が定めた「緊急雇用創出事業実施要領」(平成21年職発第0130008号)等に基づき、緊急雇用創出基金を財源として失業者に対する原則として1年以内の短期の雇用・就業機会を創出して提供するなどの緊急雇用創出事業を、また、同省が定めた「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領」(平成21年職発第0130005号)等に基づき、ふるさと基金を財源として地域の求職者等を雇い入れて、原則として1年以上の長期的な雇用機会を創出するふるさと雇用再生特別基金事業を、それぞれ実施している(以下、緊急雇用創出事業とふるさと雇用

再生特別基金事業を合わせて「基金事業」といい、また、緊急雇用創出事業実施要領とふるさと雇用再生特別基金事業実施要領を合わせて「実施要領」という。）。なお、ふるさと雇用再生特別基金事業の実施は23年度に終了している。

基金事業では、都道府県等が企画した事業を民間企業等へ委託し、当該民間企業等(以下「受託者」という。)が公募により失業者を雇い入れて行う事業(以下「委託事業」という。)等が実施されている。都道府県は、自らが委託事業を実施する場合は、委託費相当額をそれぞれの基金から取り崩して受託者に支払い、管内の市町村等が委託事業等を実施する場合は、当該市町村等に対して基金を財源とした補助金(補助率10分の10)を交付している。

実施要領等によれば、委託費の対象経費は、受託者に新規に雇用された者に係る賃金等の人件費、受託者に既に雇用されている者(以下「既存雇用者」という。)が基金事業に従事した分に係る賃金等の人件費及び基金事業の実施に必要なその他の経費とされている。そして、事業実施の要件は、新規に雇用する予定の労働者の募集に当たり、より多くの求職者に対して当該事業への応募の機会を提供する観点から、公共職業安定所への求人申込みなどにより公募を図ることなどとされている。

本院が、10都道府県において、10都道府県及びこれらの都道府県から補助金の交付を受けた管内の132市区町村を対象に会計実地検査を行った結果、^(注1)3道県及び^(注2)23市区町村が実施した基金事業において、受託者等が、基金事業の対象とならない経費を計上したり、新規に雇用する失業者の募集に当たり公募を行っていなかったりなどしていたため、計222,016,588円(交付金相当額同額)が、^(注3)10都道府県に造成されたそれぞれの基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の10都道府県及び23市区町村において市区町村又は受託者から提出された委託事業に係る実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかったこと、10都道府県において23市区町村に対する指導監督が十分でなかったこと、厚生労働省において10都道府県に対する指導監督が十分でなかったことなどによると認められる。

(注1) 3道県 北海道、山梨、広島両県

(注2) 23市区町村 函館、盛岡、花巻、一関、釜石、二戸、奥州、鶴岡、高岡、魚津、津、防府、高松、三豊各市、豊島区、上川郡東川、白老郡白老、下閉伊郡山田、九戸郡洋野、西八代郡市川三郷、南巨摩郡富士川、安芸郡府中各町、南都留郡鳴沢村

(注3) 10都道府県 東京都、北海道、岩手、山形、富山、山梨、三重、広島、山口、香川各県
前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

岩手県下閉伊郡山田町は、緊急雇用創出基金を財源とした委託事業として、町内の物資センターの運営や防犯パトロールを行うことなどを内容とした「山田町災害復興支援事業」を平成23年度に430,593,050円で、「復興やまだ応援事業」を24年度に791,417,000円でそれぞれ特定非営利活動法人大雪りばぁねっと(以下「法人」という。)に委託していた。そして、23年度事業については、同町は、法人から実績報告書の提出を受けて、委託費を430,486,582円とし、岩手県は同町に対して、緊急雇用創出基金を財源として同額の補助金を交付していた。

また、24年度事業については、事業実施期間の途中で継続が困難となったことから、同町は法人との契約の一部を解除し、法人から実績報告書の提出を受け、委託費を363,208,574円と確定し、同県は、このうち経費の内容が明らかでなく、事業との関連を確認できなかった支出等を控除し、289,423,261円が補助の対象となるとして、同町に対して、緊急雇用創出基金を財源として同額の補助金を交付していた。

そして、24年度事業において経費の内容が明らかでなく、事業との関連を確認できなかった支出等が見受けられたことから、同県は23年度事業についても、委託費の再調査を行い、23年度事業の補助金の額を262,996,133円と修正していた。

そこで、本院においても、実績報告書等を基に検査したところ、法人は、主に北海道旭川市内の法人の事務所において、既存雇用者2名が、本件委託事業に係る事務を専従で担当していたとして、事業期間内に当該2名に対して支払われた人件費23年度計7,779,000円、24年度計6,879,000円の全額を本件委託事業に要した経費として実績報告書に計上していた。

しかし、法人において、当該2名に係る業務日誌を作成していなかったことから、法人が同町へ提出した本件委託事業に係る出張の復命書等により当該2名が本件委託事業に係る事務に従事した日数を確認して、人件費を算定したところ、23年度2,034,369円、24年度2,411,000円となった。したがって、前記の実績報告書への計上額との差額23年度5,744,631円、24年度4,468,000円、計10,212,631円は、本件委託事業の対象経費とは認められない。

また、法人は、本件委託事業の実施に必要な経費とは認められない打上げ花火の購入費等2,930,527円を本件委託事業の対象経費として計上していた。

したがって、本件委託事業の対象経費とは認められない計13,143,158円(交付金相当額同額)が岩手県から同町に交付される補助金として緊急雇用創出基金から過大に取り崩され、補助の目的外に使用されていた。

なお、本件については、平成25年度決算検査報告の「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」において、検査を実施している旨を記述した(平成25年度決算検査報告1162ページ参照)。

これを事業主体別に示すと次のとおりである。

部 局 等	補助事業者 (事業主体)	補 助 事 業 年 度	基金造成額	左に対する		不当と認め	
				交付金交付額	千円	る基金使用額	る交付金相当額
(285) 厚生労働本省	北海道	緊急雇用創出基金	20~25	53,490,000	53,490,000	6,354	6,354
		ふるさと基金	20	8,210,000	8,210,000	4,424	4,424
		小計		61,700,000	61,700,000	10,779	10,779
(286) 同	岩手県	緊急雇用創出基金	20~25	95,284,537	95,284,537	56,929	56,929
(287) 同	山形県	同	20~25	26,977,000	26,977,000	11,788	11,788
(288) 同	東京都	同	20~25	61,236,400	61,236,400	27,684	27,684
(289) 同	富山県	同	20~25	20,007,600	20,007,600	4,719	4,719
(290) 同	山梨県	同	20~25	16,691,800	16,691,800	80,548	80,548
(291) 同	三重県	同	20~25	25,585,000	25,585,000	4,386	4,386
(292) 同	広島県	同	20~25	24,916,300	24,916,300	19,285	19,285
(293) 同	山口県	同	20~25	16,105,100	16,105,100	1,579	1,579
(294) 同	香川県	同	20~25	11,755,000	11,755,000	4,315	4,315
(285)-(294)の計				360,258,737	360,258,737	222,016	222,016

- (2) 緊急雇用創出事業の実施に必要な機器等をリースにより調達し、当該機器等を事業終了後も継続して使用することが見込まれる場合において、合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを実施要領に明示することなどにより、同事業の対象経費となる機器等のリース料が適切に算定されるよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)高齢者等雇用安定・促進費 (項)東日本大震災復旧・復興高齢者等雇用安定・促進費
部 局 等	厚生労働本省
補助の根拠	予算補助
補助事業者	6 道県
補助事業の概要	緊急雇用創出事業臨時特例交付金の交付を受け、失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出して提供するなどの事業を実施するための基金を造成するもの
緊急雇用創出事業の概要	民間企業への委託等により、失業者に対する短期の雇用機会の創出等を図るもの
上記事業の終了後に受託者等が自らの負担によるなどして行う事業に係るリース料を含めていた事業数及び事業費	22 事業 39 億 3578 万余円(平成 23 年度～25 年度)

上記の事業に対する緊急雇用創出事業臨時特例交付金相当額	39億3578万余円
過大に算定されていたと認められたリース料	6億4225万余円(平成23年度～25年度)
上記のリース料に対する緊急雇用創出事業臨時特例交付金相当額	6億4225万円

1 制度の概要

(1) 緊急雇用創出事業の概要

厚生労働省は、平成20年秋以降、深刻な経済不安を背景にして、派遣労働者のいわゆる雇止めなどの雇用不安が社会問題化するなど、地域の雇用情勢が全国的に急激に悪化したことから、20年度に都道府県に対して、「平成20年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」(平成21年厚生労働省発職第0130003号)等に基づき緊急雇用創出事業臨時特例交付金(以下「緊急雇用交付金」という。)1500億円を交付し、その後、平成25年度第1次補正予算まで累次の追加交付を行い、累計で1兆5798億余円を都道府県に交付している。そして、緊急雇用交付金の交付を受けた都道府県は、これを原資として緊急雇用創出事業臨時特例基金(以下「基金」という。)を造成し、失業者に対する原則として1年以内の短期の雇用・就業機会を創出して提供するなどの緊急雇用創出事業(以下「基金事業」という。)を実施している(基金事業の実施期間、対象となる経費(以下「対象経費」という。)等については、前掲237ページの「緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの」参照)。

なお、25年度末時点での基金残高は、3779億0580万余円となっている。

(2) 緊急雇用創出事業に必要となる機器等の取扱い

厚生労働省が定めた「緊急雇用創出事業実施要領」(平成21年職発第0130008号。以下「実施要領」という。)等によれば、基金事業を実施する場合に基金事業を受託した民間企業等(以下「受託者」という。)や自ら失業者を雇い入れて事業を実施する各都道府県及び各市町村等(以下、受託者と合わせて「受託者等」という。)が取得する財産は、取得価格等が50万円未満のものとし、50万円以上の財産の取得は認めないこととされている。そして、基金事業を実施する上で50万円以上の機器等を必要とする場合は、原則としてリース等により調達することとされているが、厚生労働省は、実施要領等において、基金事業の対象経費となる機器等のリース料の算定に用いるリース期間の設定方法については、明示していない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、基金事業の対象経費となる機器等のリース料の算定に係るリース期間は適切に設定され、リース料が適切に算定されているかなどに着眼して、厚生労働本省、7道県及び5県管内の13市町において、23年度から25年度までの間に実施された基金事業を対象として、実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行う

とともに、7道県及びその管内の56市町村(上記5道県管内の13市町を含む。)において実施された基金事業のうち、契約金額が100万円以上のリース契約を締結していて、当該リース契約に係るリース料を対象経費として計上している175事業(事業費計117億5307万余円、このうち機器等に係るリース料計13億1660万余円)を対象として、リース契約に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注1) 7道県 北海道、岩手、秋田、山形、山梨、愛媛、沖縄各県

(注2) 5県 岩手、秋田、山形、愛媛、沖縄各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

前記175事業のうち、3道県及び7道県管内の38市町村が委託するなどして実施した77事業(事業費計65億4392万余円、このうち基金事業の対象経費となるリース料計9億6427万余円)については、基金事業を開始するに当たり、事業を実施した道県又は市町村と受託者との間で締結された協定書等において、基金事業の終了後も受託者等が自らの負担によるなどして事業を継続して実施することが予定されていた。

そして、上記77事業のうち、道及び5道県管内の17市町村が委託するなどして実施した22事業(事業費計39億3578万余円、このうち基金事業の対象経費となるリース料計7億7949万余円)については、機器等の使用可能年数として一般的に認められている「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間(以下「法定耐用年数」という。)よりも短期間となっている1年以内の事業期間又は当該事業期間内における当該機器等の使用期間(以下「事業期間等」という。)をリース期間と設定してリース料を算定しており、この額を基金事業の対象経費としていた。また、上記の22事業については、受託者等が基金事業の終了後も、リースにより調達された機器等をリース料の10分の1程度の低額で再リースしたり、低額で買い取ったりするなどして継続して使用していた。

しかし、基金事業において調達した機器等について、事業期間等をリース期間と設定しリース料を算定して、この額を基金事業の対象経費とすることは、基金事業の終了後に受託者等が自らの負担によるなどして行う事業で使用する当該機器等に係るリース料も基金事業の対象経費に含めることになる。このため、基金事業の終了後も受託者等が継続して使用する見込みのある機器等をリースにより調達する場合のリース料の算定に当たっては、事業期間等をリース期間として設定するのではなく、法定耐用年数等の合理的な基準に基づいてリース期間を設定し、事業期間等に発生した分のリース料のみを基金事業の対象経費とするのが適切であると認められる。

そして、前記の22事業について、リースにより調達された機器等の法定耐用年数をリース期間と設定しリース料を算定して事業期間等に発生するリース料のみを基金事業の対象経費とすると、表のとおり、リース料は計1億3724万余円となり、当初基金事業の対象経費として計上したリース料計7億7949万余円との差額6億4225万余円は過大に算定されていたと認められた。

(注3) 3道県 北海道、岩手、沖縄両県

(注4) 5県 岩手、秋田、山形、愛媛、沖縄各県

(注5) 17市町村 盛岡、花巻、北上、一関、釜石、二戸、奥州、にかほ、鶴岡、西子、名護各市、下閉伊郡山田、九戸郡洋野、雄勝郡羽後、国頭郡本部、島尻郡南風原各町、国頭郡今帰仁村

表 過大に算定されていた額の道県別内訳

(単位：件、千円)

道県	実施主体	事業数	事業費支払額	基金事業の対象としたリース料(A)	法定耐用年数をリース期間と設定し算定したリース料(B)	過大額(A-B)
北海道	北海道	1	25,149	464	83	381
岩手県	盛岡市	2	423,456	173,058	36,213	136,845
	花巻市	1	152,846	52,998	10,740	42,257
	北上市	1	1,127,865	7,864	1,123	6,741
	一関市	1	275,913	112,998	29,756	83,241
	釜石市	1	21,043	5,836	273	5,563
	二戸市	1	121,342	53,743	5,206	48,537
	奥州市	1	339,595	132,993	19,743	113,250
	山田町 洋野町	1 1	430,593 184,580	18,808 53,432	2,522 6,846	16,285 46,586
秋田県	にかほ市	3	409,499	31,761	2,744	29,016
	羽後町	1	98,800	33,964	3,955	30,008
山形県	鶴岡市	1	129,913	51,675	10,599	41,075
愛媛県	西予市	1	118,518	40,297	5,961	34,336
沖縄県	名護市	1	30,543	2,434	289	2,145
	今帰仁村	1	10,088	1,600	228	1,371
	本部町	2	15,700	4,338	648	3,690
	南風原町	1	20,333	1,223	305	917
計	1道17市町村	22	3,935,781	779,493	137,242	642,251

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

岩手県九戸郡洋野町は、平成24年度に、コールセンター業務等の実施によって、コールセンター等の情報通信技術を活用した新たな業種に対応できる人材を育成することを目的とする「コールセンター人材育成事業」を基金事業として契約金額1億8989万余円(変更契約金額2億2209万余円)で株式会社Aに委託し、同会社が当該事業を実施したことを確認して、1億8458万余円を同会社に支払っており、岩手県は同町に対して、基金を財源として同額の補助金を交付していた。そして、本件基金事業が開始される前の24年3月に同町と同会社との間で締結された「事業所立地に関する協定書」等において、同会社が基金事業の終了後も自らの負担によるなどしてコールセンター業務等を継続して実施することが予定されていた。

同会社は、コールセンター業務用機器等のリース料について、法定耐用年数(6年等)よりも短期間となっている基金事業の期間内の使用期間(以下「使用期間」という。)である8か月をリース期間と設定し5343万余円と算定して、同額を基金事業の対象経費としていた。

しかし、基金事業において調達した機器等について、使用期間をリース期間と設定しリース料を算定して、この額を基金事業の対象経費とすることは、基金事業の終了後に同会社が自らの負担によるなどして行う事業で使用する当該機器等に係るリース料も基金事業の対象経費に含めることになる。

このように、前記の22事業において基金事業の終了後に受託者等が自らの負担によるなどして行う事業で使用するリース機器等に係る経費分も含めて基金事業の対象経費としていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、基金事業に必要となる機器等をリースにより調達する場合に、基金事業の対象経費となる機器等のリース料の算定に用いるリース期間の設定方法を実施要領等に明示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、厚生労働省は、27年5月に実施要領を改正して、委託者と受託者との間で文書等により基金事業の終了後における当該基金事業によらない事業の継続について合意があったとみなされる場合は、原則としてリース物件の法定耐用年数をリース期間として設定し、リース期間を通じた均等払いとすることとして、事業期間等に発生した分のリース料のみを基金事業の対象経費とすることを実施要領に明示するなどし、同年4月1日に遡及して適用することとして、都道府県等に対して周知を図る処置を講じた。